

学術指導制度にかかる研究支援経費について

令和2年5月21日

総合文化研究科長・教養学部長

「東京大学学術指導取扱規則」（令和2年3月26日東大規則第120号）第2条第4号に定める研究支援経費の適用率は、直接経費（指導料及び必要経費）の10%とする。

この取扱いは、令和2年4月1日から適用する。

【参考】

東京大学学術指導取扱規則

第2条

- (4) 学術指導料 指導料、必要経費の合計額に消費税及び地方消費税を加算したものに東京大学研究支援経費取扱要領（平成31年1月31日東大規則第39号）に定める研究支援経費を合算したものをいう。

学 術 指 導 依 頼

令 和 年 月 日

国 立 大 学 法 人 東 京 大 学

大 学 院 総 合 文 化 研 究 科 長

殿

依 頼 者

住 所

代 表 者 名

印

学術指導実施条件を承諾し、下記のとおり学術指導を依頼します。

依頼が受諾されたときは、東京大学学術指導取扱規則に掲げる条件に従います。

1 指導題目		
2 指導目的及び内容	(指 導 目 的) (指 導 内 容)	
3 希望する学術指導担当者		
4 実施場所		
5 希望する指導期間及び指導時間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日迄 総指導時間 時間	
6 学術指導料 (消費税額及び地方消費税額を含む)	指導料及び必要経費	円
	研究支援経費	円
	合 計	円
7 その他		
8 事務担当者連絡先 (書類等送付先住所、機関名、所属、電話、FAX、email)		

受 諾 書

依頼のありました上記の学術指導について受諾します。

令和 年 月 日

国 立 大 学 法 人 東 京 大 学 総 長 総 長 五 神 真

代 理 人 教 養 学 部 等 事 務 部 長 小 寺 孝 幸

※ 受諾書は、依頼者から提出された学術指導依頼書の写しを使用するものとする。

学術指導制度 概要 1

「学術指導制度」とは

本学以外の者から依頼を受けて、教職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導又は助言を行い、もって依頼者の業務又は活動を支援する制度。

本学はこれを受託事業として請け負い、教職員は本務として実施。

本制度の趣旨は、共同研究、受託研究等の制度に該当しない事案（研究でない事案）に対応する産学連携活動としての新たな枠組みを設定。

また、従来、個人による兼業で行っていた事案のうち、学内で実施できるものは大学の本務として実施できるよう、選択肢を追加するもの。

○ 受入の原則

学術指導は、その内容が大学法人の業務と密接に関連し、かつ、当該学術指導を担当する教職員（学術指導担当者）の教育研究に支障がないと認められる場合に限る。

○ 対象

共同研究や受託研究契約では困難であった、研究に該当しない学術的・技術的指導・コンサルティング等、共同研究・受託研究を前提とした技術的成立性の証明・提示(POC)、シーズの可能性を検証するFSにも活用することを想定。9/19

学術指導制度 概要2

○ 受入の決定

依頼者からの依頼書の提出により、学術指導担当者が所属する部局長が決定。

○ 実施の時間及び場所

大学の本務として勤務時間内に実施。実施場所は、基本的に学内。

○ 指導に係る経費

学術指導に要する経費(学術指導料)は、依頼者が負担。
学術指導料＝「指導料」＋「必要経費」＋「研究支援経費」

※ 「指導料」: 指導に要する知見や技術の価値に応じた対価。

「必要経費」: 学外での実施が必要な場合の旅費・交通費、協力者への謝金、施設利用料等

「研究支援経費」: 部局(長)の判断で10%－30%の範囲内で設定が可能。

○ 知的財産権の取扱い

上記のことから基本的には知的財産は生じないものと想定。

結果として、知的財産が生じた場合は、本学の知的財産に関する定めによる。
(依頼者と協議し、その取扱いを決定)